

# 院内感染防止対策に関する取り組み事項

当院は、安全な医療の提供のために、感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わるすべての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

当院では、東北厚生局へ「感染対策向上加算2」の届出を行い、所定の診療報酬を算定しています。当院における感染症の予防対策等を検討するための院内感染対策委員会、院内感染対策の中核部門としての感染制御チーム(ICT)・感染対策室、実践部門としてのリンクナース会を設置し、院内感染防止に取り組んでいます。

## 記

1. 院内感染対策委員会を毎月開催し、感染の防止対策に関する事項を検討します。
2. 院内感染対策指針及びマニュアルの作成・見直しを行います。
3. 院内感染ラウンドを週1回程度行い、院内感染対策の実施状況の把握・指導を行います。
4. 全職員を対象とし、年2回以上の感染対策研修会を開催しています。
5. 院内感染が疑われる事例の発生時には、ICTは迅速に現場の状況を確認し、感染対策の徹底と周知、疫学調査を行い感染防止に努めます。
6. 広域抗菌薬等の届出制、抗菌薬使用状況及び薬剤耐性菌検出状況を把握し、抗菌薬適正使用を推進しています。
7. 職員をはじめ、患者さんや病院を訪れる方に、感染対策のための手洗いやマスク着用等の理解と協力をお願いします。
8. 緊急時に地域の医療機関同士が速やかに連携して各医療機関の対応への支援がなされるよう、日常的な相互の協力関係の構築を行います。
9. 保健所や地域の医師会と適切な連携体制を構築しています。

以上

令和8年4月1日

福島県立南会津病院長